平成２４年（フ）第２６号
愛媛県今治市唐子台西３丁目３番地　県営422号、旧住所愛媛県今治市東村南１丁目８番47号
債務者　野間　篤郎
1　決定年月日時　平成24年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第１５号
愛媛県宇和島市大浦甲1951番地６
債務者　田中　彰矩
1　決定年月日時　平成24年３月27日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第４５号
福岡県久留米市青峰１丁目20番18013号
債務者　町田　親俊
1　決定年月日時　平成24年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２１号
福岡県八女市吉田359番地１　コーポ三共Ａ201
債務者　牛島　敏子
1　決定年月日時　平成24年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第１０２８号
北九州市小倉北区熊谷１丁目３番18号
債務者　安森美登里
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１６１号
北九州市小倉南区下貫２丁目10番36号201号
債務者　迫　　満
1　決定年月日時　平成24年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１７４号
北九州市若松区高須東２丁目３番23号　プライムヒル201
債務者　小林　誠次
1　決定年月日時　平成24年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２６号
福岡県田川市大字夏吉310番地　翁荘10号
債務者　片山　隆登
1　決定年月日時　平成24年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第７３号
大分県別府市亀川東町16番10号　ベイサイドハイツ101号
債務者　小川　哲治
1　決定年月日時　平成24年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１７号
鹿児島県霧島市隼人町住吉1927番地２
債務者　林　　秋弘
1　決定年月日時　平成24年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第２０号
鹿児島県霧島市国分重久5722番地２
債務者　**前**村　三郎
1　決定年月日時　平成24年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第２２号
鹿児島県霧島市国分名波町15番２―103号名波ハイタウン
債務者　上野真奈美
1　決定年月日時　平成24年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第６４号
盛岡市上田堤１丁目９番21号
債務者　早坂　吉徳
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３０５号
神戸市西区玉津町今津588番地の６
債務者　山本みはる
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第４０号
兵庫県明石市松江792番地の４　ラフィーネ松江203号
債務者　辺志切盛揮
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第４９号
神戸市西区今寺22番地の１　ベルコリーヌ205号、旧住所神戸市西区伊川谷町別府766番地の６
債務者　合田　友紀
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第５１号
神戸市西区伊川谷町有瀬734番地の１　リシアンサスポピー201号
債務者　米倉　慎二
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係